特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
26	就学援助費（医療費除く）支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市教育委員会

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費（医療費除く）支給事務
②事務の概要	義務教育の円滑な実施を目的とし、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の支給を行う。
③システムの名称	就学援助システム・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
就学援助認定及び支給ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第２項 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第１項及び別表１　５の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第９号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会　教育総務課
②所属長の役職名	教育委員会　教育総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511－8601　三重県桑名市中央町2丁目37番地　　0594－24－1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会　教育総務課　511－8601　三重県桑名市中央町2丁目37番地　　0594－24－1236

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号法および番号利用条例等のガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には性別以外の3情報による照会を行うことを厳守している。 申請者から個人番号及び本人情報が記載された「個人番号の提供書兼地方税関係情報取得同意書」が 提出された場合は確認後、速やかに廃棄している。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	全ての対象職員に「eラーニングによるマイナンバー研修」を実施し、制度に関する知識を深めるとともに、特定個人情報の適切な取扱いに必要な知識の修得を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	Ⅰ関連情報5．評価実施機関による担当部署②所属長	教育委員会　教育総務課長　山下　範昭	教育委員会　教育総務課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	平成27年　7月　1日	平成30年　3月31日	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	平成27年　7月　1日	平成30年　3月31日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	平成30年　3月31日	令和元年　6月17日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	平成30年　3月31日	令和元年　6月17日	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	令和元年　6月17日	令和2年　6月10日	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	令和元年　6月17日	令和2年　6月10日	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	令和元年　6月17日	令和2年　6月10日	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ　関連情報　7．特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ　関連情報　4．②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	令和2年　6月10日	2021/12/15	事後	
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	令和2年　6月10日	2021/12/15	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	2021/12/15	2022/6/14	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	2021/12/15	2022/6/14	事後	
令和5年9月13日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	2022/6/14	2023/6/9	事後	
令和5年9月13日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	2022/6/14	2023/6/9	事後	
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	2023/6/9	2024/7/24	事後	
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	2023/6/9	2024/7/24	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅳリスク対策　８．人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断根拠の根拠 [番号法および番号利用条例等のガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には性別以外の3情報による照会を行うことを厳守している。申請者から個人番号及び本人情報が記載された「個人番号の提供書兼地方税関係情報取得同意書」が提出された場合は確認後、速やかに廃棄している。]	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅳリスク対策　１１．最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] 当該対策は十分か [十分である] 判断根拠 [全ての対象職員に「eラーニングによるマイナンバー研修」を実施し、制度に関する知識を深めるとともに、特定個人情報の適切な取扱いに必要な知識の修得を行っている。]	事前	標準化対応に伴う評価の再実施